

／

<市長答弁>

光本議員 1001 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 市長は条例制定に向け、自治労と接触しているのか。また、条例により自治労の運動を推進しようとしているのか。

答弁要旨

私は、条例の制定を通じて、「自分たちの住む地域をよりよくしていくのは、わたしたち一人ひとりだという自覚と行動」、「お互いを支え合うコミュニティ」、「市民の参画と協働」といった自治の力を育み、わたしたち一人ひとりの力がまちづくりに生きる、誰もが希望と誇りを持って健やかに暮らしていける尼崎の未来を、このまちに関わる皆さんとともに築いて参りたいと考えております。

そうしたことから、この条例によって特定の団体の運動を推進しようという意図は微塵もありませんし、条例制定に当たってご指摘の自治労と接触したこともありません。

以 上

質問要旨

本市職員のワークライフバランス推進状況を測る5つの指標について、平成25年度と平成27年度とを比較しての進捗状況は。また、平成25年度より後退している指標について、今後の取組みの具体策は何か。

答弁要旨

職員のワークライフバランスの推進状況を測る指標についての経過ですが、超過勤務等の時間については、職員1人当たりでは、平成25年度の年間143.3時間に対して、平成27年度では168.7時間、年間360時間以上の超過勤務等を行う職員数では、平成25年度が全体の11.6%であったのに対し、平成27年度では12.4%と、いずれも増加している状況でございます。

年休取得率は、平成25年度の57.5%に対し、平成27年度では62.5%と、一定、目標値に近づいております。

続いて、男性職員の育児休業取得については、平成25年度、平成27年度ともに1人という状況でございます。

最後に、役職者に占める女性割合ですが、課長級以上で、平成26年4月の7.3%に対して、平成28年4月

(次項に続く)

では9.2%、課長補佐及び係長級では、29.0%が30.1%と、増加傾向にございます。

現状から申し上げますと、超過勤務にかかる数値に関して、平成25年度より後退しているといった状況ですが、ワークライフバランスの推進は、地道に、継続的に取り組みを進めることが重要でございます。

そのため、現在においても、管理職のマネジメント能力や個々の職員のタイムマネジメント能力向上研修をはじめ、業務のマニュアル化、職員間の情報共有、業務時間外における他課への配慮などの様々な取組事例を職員に周知するなど、職員一人ひとりの働き方や意識の改革を進めており、引き続き、これらの取組みを強化してまいりたいと考えております。

以上

光本議員 2001 問目 作成部局 市民協働局 No. 1
質問要旨 特定集団があたかも市民全体となりその
集団の利益だけが実現されるのではないか。また、
市民間の対立を助長させる危険性があるのではない
か。

答弁要旨

先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、本条
例は、特定の市民ではなく、当然に、異なる立場や
考え方を持つ多様な市民の皆さん一人ひとりが、ま
ちづくりに関わっていくことを想定したものです。

そうしたことから、現在の案では、まずは、まち
づくりを進める上で、「立場や特性の異なる多様な
主体が、互いを尊重し、適切な役割と責任分担のも
と連携をする協働の取組」や「対話を重ね、合意に
向けて努力を積み重ねること」などを基本としてい
るところでございます。

こうした考え方のもと、市民の責務として「まち
づくりへの参画に当たって、他者への理解の姿勢を
持つこと」、さらには行政の責務として「全体の奉
仕者として公正かつ公平な姿勢」をあらためて定め
ようとしております。

(次ページに続く)

No. 2

いずれにいたしましても、特定の集団の利益が実現されることや、市民間の対立を煽ることにつながるような考え方には立っておらず、かつ、そのような論理構成にもなっておりません。

以 上

光本議員 2002 問目 作成部局 市民協働局 No.1
質問要旨 様々な組織が様々な目的を持って市政
に参画し、自らに利益誘導しようとする動きをどう
未然に防ぐのか。

答弁要旨

行政運営に当たりましては、その意思形成過程におきまして、まちづくりの主体である市民の参画を得るために様々な機会を設け、意見を聞きながら方針等に反映していくことが大切であり、これまでから、議会からも方針等の決定に際し、「市民の意見はどうであったのか」といったご指摘をいただくこともございました。

そうしたうえで、最終的に、公選で選ばれた市長と議会の二元代表制により、それぞれの権能を発揮しながら行政運営を進めていくものと考えております。

条例にご指摘のような市民会議の規程はございませんが、様々な意見を聞くための市民懇話会などを設置する場合でも、

(次ページに続く)

それは、市民の皆さんの参画の一つの手段であり、当然、その場の意見のみで政策決定するものではなく、パブリックコメント制度などのその他の参画手法も組み合わせるとともに、最終的に当局として責任を持って判断をしていくものでございます

また、自らに利益誘導しようとする動きをどのように防ぐのか、といったことにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、市民の責務として「まちづくりへの参画にあたって、他者への理解の姿勢をもつこと」、さらには行政の責務として「全体の奉仕者として、公正かつ公平な姿勢」をもつといった考えのもと、参画の場の持ち方を工夫するとともに、参加者についても、年代や性別をはじめ、広く、多様な市民の皆さんの参画が得られるよう工夫してまいります。

以 上

光本議員 2003 問目 作成部局 市民協働局 No.1
質問要旨 民主主義の基本ルールが破壊されることになり得るのではないか。どう未然に防ぐのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、行政運営に当たりましては、公選で選ばれた首長と議会の二元代表制により、それぞれの権能を発揮しながら進めていくことが原則であり、民主主義の基本的なルールが揺らぐことはございません。

また、市民の市政参画においては、他者への理解の姿勢を持つことや、対話を重ね合意に向けて努力を重ねることを基本としており、行政として参画の場を設けるに当たりまして、参加者が個人の意見を言うだけでなく、より多くの市民の皆さんが意見交換を行い、他者への理解を深めながら意見を発展させ、単なる批判や権利の主張にとどまらない、建設的な意見が出しやすくなるような工夫が必要であると考えております。

こうした具体的な考え方も、条例案の趣旨としてあわせてお示ししてまいりたいと考えております。

以上

光本議員 2004 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 現在の案は悪用されることも想定しているのか。そうであれば、どこがそれを防ぐ担保なのか。

答弁要旨

先程来、ご答弁申し上げておりますような、この条例の理念や論理構成上、ご指摘のような利権誘導や利己的な考え方などを通すために悪用できるものではないと考えております。

以 上

光本議員 2005 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 議会制民主主義が破壊される危険性があるのではないか。それを防ぐ担保は。

答弁要旨

先程来申し上げておりますとおり、二元代表制を敷いているわが国の地方自治制度にのっとり、市政運営を進めていくものでございます。こうした地方自治の仕組みは大原則であり、ご指摘の市民委員会などの市政参画の一手段とは本質的に異なるもので、議会制民主主義を揺るがものとは考えておりません。

また、様々な参画手段がある中で、公募による市民懇話会などを設置する場合も、先に申し上げました、対話を重ねることや、他者への理解の姿勢などの理念や責務を共有するとともに、当然に、参加者の多様性を確保することや、運営方法の工夫もしてまいりますので、ご懸念のようなことは起こり得ないと考えております。

以上

光本議員 2006.問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 悪意を持って市民参画しようとする者をどのようにして排除するのか。

答弁要旨

本条例の有無に関わらず、どのような場においても、参加される方の中には、自身の意見や主張を通そうとする方もあるかと思えます。

そのような場合にも、参加者の多様性を確保することや、運営方法の工夫をすることで、その人の主義主張だけが通るといようなことが起こるとは考えておりません。

また、そうした工夫をすることが、全体の奉仕者である行政の責務であると、当然に認識しております。

以 上

光本議員 2008 問目 作成部局 市民協働局 No.1
質問要旨 内容が遵守されない場合、どのようなことが起こるのか。また条例化にこだわる理由とは。

答弁要旨

本条例の制定目的は、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていくために、「自治のまちづくりを進めていくこと」です。

その目的を実現するために、本市における自治の基本理念や各主体の権利、責務などを定めており、このことは、誰かに強制されるようなことではありません。

しかしながら、自治のまちづくりを目指したとき、一人ひとりの主体的な学びや参画は不可欠であると考えており、そのような状態、環境をいかに整えていくか、という方向性や行政の姿勢を本条例でお示ししているものです。

(次ページへ続く)

また、条例化の意義につきましては、これまでも、常任委員会協議会でご報告してまいりましたとおり、条例化により、尼崎市としての自治のまちづくりに対する姿勢を将来にわたって担保するとともに、ひいてはまちの魅力を高めていこうとするものでございます。

以 上

光本議員 2009 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 憲法が保障している間接民主制を覆す危険性をはらんでいるのではないか。

答弁要旨

先程来ご答弁申し上げているとおり、これまでも市民の参画による政策形成を行ってまいりましたが、そのことが二元代表制による間接民主主義を脅かすといったことはございませんでしたし、条例制定後においても変わるものではございません。

また、当然のことながら、この条例には、憲法が保障する間接民主制を覆すような意図もございませんし、危険性もないものと考えております。

なお、平成 26 年 6 月に内閣府地方分権推進本部においてまとめられました報告書「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」においても「住民の政策形成過程への参画を進める」などといった、「住民自治の拡充」の方向性が示されており、本市の取組はこうした考え方とも軌を一にするものと捉えております。

以 上

光本議員 2010 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 本条例上の「市民」「住民」の定義が、過去に制定した条例、あるいはこれから制定する条例に影響するのか。

答弁要旨

条例に規定する用語の「定義」は、その用語の意味を明らかにすることにより、その条例を分かりやすくし、また、解釈上の疑義が生じないようにするために定められるものであることから、その定義の効力が及ぶ範囲は、その条例内に限られるものでございます。

そうしたことから、本条例に定めようとする用語の定義が、既存の条例や将来制定しようとする条例にまで効力を及ぼすものではなく、法制上も問題はございません。

以 上

光本議員 2011 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 外国人市民向けに、外国語版広報誌を作っ
てほしいという要望が寄せられたら、どう応えるのか。

答弁要旨

市政情報の発信に関しましては、誰にでも分かりやす
い易しい表現で発信するよう努めることが重要であると
考えております。

現時点では、外国語による市報作成の予定はござい
ませんが、現在、市のホームページにおいては、英語、
中国語、コリア語で閲覧できるようにしております。

また、FM あまがさきの「AMAGASAKI TOWN GU
IDE」という番組で、健康診断のお知らせや、防災に関
する注意喚起などの行政情報を、中国語、コリア語、ポ
ルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語で、週6日、
日替わりで20分間ずつ、放送しているところでございま
す。

ご指摘の外国語による市報については、課題であると
認識しております。

以 上

光本議員 2012 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 特定の政治団体や宗教団体に対しても、行政は参画の機会を設け、交流し、情報交換する場づくりに努めるのか。

答弁要旨

これまでもご答弁申し上げたとおり、本条例の有無に関わらず、どのような場においても、参加される方の中には、様々な意見や主張、そして属性をお持ちの方がいるかと思えます。

ご質問のような特定の団体のまちづくりへの参画に当たっては、その対応について法令などに照らして個別に判断するものと考えております。

以 上

光本議員 2013 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 「常設型」にこだわるのはなぜか。「個別型」で確かなプロセスを踏むべきでは。

答弁要旨

本市におきましては、市政参画の一つの手段として、一定程度の発議をもって、市民生活に大きな影響を及ぼす事項について、必要な時期に市民が直接意思表示できる機会を担保しておくことが必要である、との考えから、常設型の住民投票を選択しているところです。

また、常設型であっても、ご指摘の「確かなプロセス」という意味においては、発議要件に相応のハードルを課しており、有権者の6分の1以上の連署を市民が集めるという行為が、まずもって、大きなプロセスと言えるのではないかと考えております。

以上

光本議員 2014 作成部局 総務局 No.1

質問要旨

尼崎たばこ対策宣言を受けて、まずは職員が率先して取り組む姿勢を見せるため、また超過勤務時間の縮減のためにも、職員の勤務時間中及び残業時間中の喫煙を全面禁止するべきだと思うがどうか。

答弁要旨

本市では、勤務時間中は節度ある喫煙を心掛けるよう機会を捉えて啓発を行っているところでございます。

また、近年は職員の健康面や周囲の職員等への受動喫煙防止の観点から勤務時間中を禁煙とする自治体が増えているほか、民間企業にもそうした動きが出ております。

こうした中、市をあげて喫煙マナーの徹底と禁煙支援に取り組むこととした「尼崎たばこ対策宣言」が市長から発せられたことを受け、本市職員を対象としたさらなる取組について、内部で検討をしているところでございます。

以上

質問要旨

議会对応のための超過勤務の時間数は。また、何が超過勤務の原因なのか。

答弁要旨

職員の超過勤務の個々の発生事由については、十分に把握できておらず、議会对応のための具体的な時間数をお示しすることは困難ですが、議員ご指摘のとおり、定例会の質問対応や常任委員会等の事前準備などは、一定、超過勤務を招いているものと考えられます。

また、その他、超過勤務の原因につきましても、各所属によって様々ではございますが、主なものと致しましては、予算、政策、定数査定といった一定時期に集中する内部管理業務、国や県に対する補助金等の申請や各種調査、夜間・休日に実施する各種イベントや説明会といった業務などが考えられます。

以上